

令和 8 年度 学校事務担当職員研修資料

旅費事務について

三八教育事務所

※条例…「職員等の旅費及び費用弁償に関する条例」

(昭和二十七年九月二日 青森県条例第四十五号)

※運用…「職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等に関する運用について」

(令和8年4月17日青教職第33号教育長通知)

※規則…「職員等の旅費及び費用弁償に関する条例施行規則」

(令和八年三月三十日 青森県規則第十一号)

1 旅行命令【条例：第4条第2項】

旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては、公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

↓

予算の裏付けのない旅行命令は発することができない。

2 旅費計算の原則【条例：第6条】

旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

①「通常の経路」

社会一般の者が通常利用する経路のこと。具体的には、距離、所要時間、交通機関の運行状況、社会一般の利用状況等を経路ごとに比較して判断することになる。

【運用：条例第6条（旅費の計算）関係】

②「最も経済的」

通常の経路が2つ以上ある場合に、そのうち最も費用の安い経路によって旅費を計算するということ。そのため、単に鉄道賃等の運賃だけを比較するのではなく、それぞれの経路によった場合の宿泊費、宿泊手当を含めた旅費総額をもって判断する。

ただし、旅費総額が低くなるからといって、高速バスを利用し、一泊するのは経済的とはいえない。このような場合は新幹線などを利用して日帰りする方が経済的である。

③「最も経済的な通常の方法」

旅行目的に支障のない限り、通し切符、回数券等を利用するというような、通常考えられる旅費使用の方法のこと。

3 旅費の種類【条例：第9条】

(1) 鉄道賃【条例：第10条】

① 鉄道を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用の額の合計額とする。

- 一 運賃
- 二 急行料金
- 三 寝台料金
- 四 座席指定料金
- 五 特別車両料金
- 六 前各号に掲げる費用に付随する費用

② 一の運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級とする。

(2) 船賃【条例：第11条】

① 船賃は船舶を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用の合計額とする。

- 一 運賃
- 二 寝台料金
- 三 座席指定料金
- 四 特別船室料金
- 五 前各号に掲げる費用に付随する費用

(二～五については一に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)

② 運賃の上限額は運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級の運賃の額とする。

(3) 航空賃【条例：第12条】

① 航空賃は航空機を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用の合計額とする。

- 一 運賃
- 二 座席指定料金
- 三 前二号に掲げる費用に付随する費用

(二・三については一に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)

- ② 運賃の上限額は運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には最下級の運賃の額とする。

※航空機の利用は、航空機利用の基準に該当している場合に認められる。

「職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の運用について」P 2～3
【条例第6条関係第1項第5号】参照

(4) その他の交通費【条例：第13条】

- ① その他交通費は鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、私用自動車、バス、路面バス、タクシー、レンタカー、駐車場、有料自動車道路、高速道路の合計額とする。

- ② 車賃の額は、1 kmにつき25円

【規則：第16条】

- ③ 車賃は、全路程を通算して計算し1 km未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

なお、路程計算に当たっては、自動車等に備えた走行距離計のほか、カーナビゲーションシステム又はインターネット上の無料ルート検索ソフト等によりできることとし、これらの方法により職員が路程を計算し、申告するものとする。

【条例：第13条第2項】

【運用：条例第13条（その他の交通費）関係】

- ④ タクシー・レンタカー（以下タクシー等）という。公務のため特に必要な場合に限り利用できるものとし、「公務のため特に必要な場合」とはおおむね次の場合とする。

ア 公共の交通機関がない又は運行本数が著しく少なく徒歩による移動が困難な場合

イ 用務の緊急性や時間的制約によりタクシー等以外の公共の交通機関による移動では用務に支障を来す場合

ウ 用務の目的・内容からタクシー等を利用することが合理的である場合

エ 鉄道等との接続の関係上、タクシー等を利用することが合理的である場合

【運用：条例第13条（その他の交通費）関係】

(5) 宿泊費【条例：第14条】

- ① 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して規則で定める額とする。ただし、次に掲げるもので、旅行命令権者が認めたときに限り、当該宿泊に要する費用の額とする。

- 一 会議、研修等において主催者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。
- 二 知事等の旅行に同行する者が知事等と同一の宿泊施設に宿泊しなければ公務の運営上支障を来すとき。
- 三 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。
- 四 為替相場の変動その他旅行命令又は旅行依頼を発した時には通常予見することのできない事情があったとき。

【規則：第 17 条】

② ①の一における宿泊施設の指定がある場合として、おおむね次の場合が挙げられる。

- ア 会議等開催通知に、特定の宿泊先への宿泊を要請する文言がある場合（例：「〇〇ホテルに宿泊してください」など）
- イ 全国規模の大会等で、主催者（当該会議等の開催に係る主要な主体となっているものをいい、当該主催者が委託する旅行会社等を含む。）の斡旋によらなければ宿泊施設を確保することが困難であると認められる場合（例：全国〇〇体育大会の児童・生徒引率など）
- ウ 会議等が宿泊施設を兼ねる施設において開催され、当該宿泊施設に宿泊することが合理的であると認められる場合（例：会議等が当該施設において 2 日間以上にわたって開催される場合、1 日目に当該施設で会議等があり 2 日目に当該施設からバス等による団体での視察に出かける場合など）

【運用：規則第 17 条（宿泊費基準額等）関係】

（6）宿泊手当【条例第 16 条】

① 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める一夜当たりの定額とする。

② 宿泊手当は夕食代・朝食代・諸雑費から構成され、宿泊費と重複する要素がある場合、その要素に応じて減額調整する。

（例：1 泊 2 日朝食付で領収書や宿泊予約画面からは朝食金額がわからない場合 → 宿泊手当の減額調整 3 分の 1 の額）

【規則：第 18 条】

（7）転居費【条例：第 17 条】

① 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

【規則：第 19 条】

(8) 着後滞在費【条例：第18条】

- ① 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、実際に宿泊した夜数（上限5夜分）に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額を支給する。

(9) 家族移転費【条例：第19条】

- ① 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額とする。
（例：同居家族が2名おり職員の出頭旅費が1万円の場合、それぞれ1万円を上限に実費額を支給する。）

- ② 職員と同一生計の同居家族であるかは住民票により判断する。

4 通勤手当との調整【運用：条例30条関係第3項、別紙2】

通勤手当の支給を受ける職員が、通勤手当認定上の交通手段と同一の手段により旅行する場合で、通勤手当により旅費（交通費）の負担が軽減されると認められる場合には、旅費（交通費）を減額調整する。

(1) 定期券の価額により通勤手当が認定されている場合

旅行の形態にかかわらず、定期券を利用できない区間について、初乗り扱いで交通費を支給する。

※週休日及び休日の旅行であっても定期券を利用できる区間については調整する。

(2) 四輪自動車通勤手当が認定されている場合

直行又は直帰により旅行する場合で、四輪の私用自動車を利用して旅行した場合は、四輪の私用自動車の路程距離から通勤手当の認定距離分を減じる。

※週休日及び休日の旅行である場合は、調整しない。ただし、週休日の振替を行った場合及び代休日の指定を行った場合は勤務日となるため、調整する。（4時間の割振り変更を行った場合は、週休日に勤務する日は調整しない。）

「旅費関係質疑応答集」P9～P11【通勤手当との調整】参照